環境リスクトYess

2023年11月発行/VOL.45



環境リスク関連ニュース

大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令等の公布(2023/7)

- 1.「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令」等を本日公布し、 一部を除き令和8年1月1日から施行。
- 2. 本改正は、工作物の解体等工事を行う場合の石綿に係る事前調査につ いて、適切に調査を実施するために必要な知識を有する者に行わせなけれ ばならないこととする

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下「法」という。)においては、 建築物等(建築物その他の工作物をいう。以下同じ。)の解体等工事(解体、 改造又は補修作業を伴う建設工事をいう。以下同じ。)に伴う石綿の飛散防 止のための規制を行っている。法第18条の15第1項及び第4項において、建 築物等の解体等工事の元請業者及び自主施工者は、特定建築材料(吹付 け石綿その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料 で政令で定めるものをいう。)の使用の有無等について、事前に調査(以下 「事前調査」という。)することとされている。 このうち、建築物に係る解体等 工事を行う場合の事前調査については、大気汚染防止法施行規則(昭和46 年厚生省・通商産業省令第1号。以下「施行規則」という。)第16条の5に基 づき、当該調査を適切に実施するために必要な知識を有する者として環境 大臣が定める者に行わせることとされている。(令和5年10月1日施行予定) 今般、工作物に係る解体等工事を行う場合の事前調査についても、一部の 場合を除き、当該調査を適切に実施する為に必要な知識を有する者として 環境大臣が定める者に行わせなければならないこととするため、施行規則 等について所要の改正を行うとともに、当該調査を適切に実施するために必 要な知識を有する者を定める告示についても所要の改正を行う。 また、エ 作物のうち、観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物に該当するものを 除く。)については、耐火被覆材等の石綿含有材料が使用されている可能性 が高いことが明らかになったことから、特定工作物(特定建築材料が使用さ れているおそれが大きいものとして環境大臣が定めるものをいう。)に追加す るため、当該特定工作物を定める告示について所要の改正を行うものです。

環境リスク関連ニュース

令和5年10月1日から、有資格者による石綿事前調査が義務付け(2023/10)

事前調査報告が必要な工事

- (1)建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象とな る床面積の合計が80平方メートル以上であるもの
- (2)建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作 業の請負代金の合計額が100万円以上であるもの
- (3)工作物(令和2年10月7日環境省告示第77号)を解体し、改造し又は、

補修する作業を伴う建設工事で あって、当該作業の請負代金の合 計額が100万円以上であるもの 上記以外の工事であっても、建築 物等の解体・改修時には事前調査 の実施や調査結果の発注者およ び下請け業者等への説明、保存お よび公衆への掲示等が必要です。



福島県 帰還困難区域の解体現場で鉄くず持ち出し換金 (2023/9)

東京電力福島第1原発事故による帰還困難区域の特定復興再生拠点区域 (復興拠点)の建物解体工事現場(第1原発が立地する福島県大熊町にある 町図書館・民俗伝承館(一部2階建て延べ床面積約2200平方メートル)の解 体工事現場。 鹿島などの共同企業体(JV)が周辺の除染工事などと合わせて 約50億円で落札し、今年2月ごろに工事)で、放射性物質に汚染された可能 性のある廃棄物から鉄くずなどの金属類が複数の作業員に無断で持ち出さ れ、売却されていることが明らかになった。環境省発注事業である放射性廃 棄物処理の流れを逸脱して、区域外で資材として再利用されるおそれがある こうした処理の流れは放射性物質汚染対処特措法などで定められ、過去に 汚染土壌や廃棄物を不法投棄したとして同法違反で立件された事案もある。

過去の環境リスクPressはこちらから 環境リスク.COM https://www.kankyorisk.com

【発行】 アスベックス株式会社

〒194-0023 東京都町田市旭町2-7-8 [TEL]042-726-0744 [FAX]042-726-0726